平成２２年（フ）第３８６２号
千葉県佐倉市弥勒町52―１―Ⅱ―406
債務者　島村　正義
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８６３号
千葉県佐倉市弥勒町52―１―Ⅱ―406
債務者　島村かおり
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０２１号
東京都港区高輪３丁目10―１―33
債務者　平林　康子
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４３号
東京都町田市森野５丁目23番１―104号
債務者　藤井　礼子
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２７４号
東京都町田市高ケ坂403番地
債務者　鈴木　園子（旧姓坂本）
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７５９号
静岡市葵区上土２丁目11番69号　サンハイツ日寄10号
債務者　高橋　幸吉
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９４０号
静岡市駿河区下川原２丁目１番40号
債務者　小坂　昌美
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５０号
沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2247番地１　ＧＩＢＯ　ＭＡＮＳＩＯＮ５　301
債務者　関　　久美
１　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第３号
沖縄県中頭郡嘉手納町水釜６丁目11番13号　吉田アパート１階
債務者　眞謝　保志
１　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１０号
沖縄県うるま市字高江洲812番地５　崎浜アパートＡ
債務者　宮平　良榮
１　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２６号
沖縄県沖縄市登川１丁目26番12号
債務者　山内利絵子
１　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２８号
沖縄県沖縄市上地２丁目14番６号
債務者　上原　文子
１　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第３１号
沖縄県宜野湾市真栄原３丁目21番11―202号　ピュアハウスＮＯ．２
債務者　羅　　美玉
１　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２２０号
東京都小金井市前原町５丁目１番40号フラットアウトⅡ201
債務者　伊藤　秀昭
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２３１号
東京都武蔵野市緑町２丁目５番４―303号
債務者　白石　仁美（旧姓飯島）
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９３２号
静岡県静岡市清水区三光町２番10号　三光町団地503
債務者　青木　和子
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部